

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榑 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>20. 水道料金 ア 簿外の債権管理について【意見】 (報告書325ページ～326ページ)</p>	<p>平成15年10月10日の最高裁判所において私債権とされた。長野市上下水道局では、時効が到来した年度の翌年度当初、破産、所在不明、死亡等で、以降債権の回収が困難な事例について、不納欠損処理し簿外で債権管理している。平成22年度末現在の時効到来済債権残高は73,327,876円である。現在、長野市では私債権を議会の承認なく債権放棄できる規定はなく、時効の援用のない債権について不納欠損処理し、簿外で債権管理する方法をこのまま継続して続けることは簿外の債権が増え続け事務の負担を増やし適切ではない。</p> <p>「不納欠損処分は、会計上の処理であり、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」(昭和27・6・12行政実例)、「仮に徴収可能な歳入につき誤って不納欠損処理がされ、当該処理に係る不納欠損額を表示した決算について議会の認定がされた場合であっても、復活して徴収することができる。」(水戸地裁平成19・8・8)、実務上の私債権についての不納欠損処分は時効経過後に債務者の時効援用(民法145条)、自治体としての債権放棄(地方自治法第96条1項10号)、債権者と履行延期の特約を結び(地方自治法施行令第171条の6)、履行延期の特約後10年を経て、議会の議決を経ず弁済の見込みがない場合に免除(地方自治法施行令第171条の7)できる。</p> <p>簿外で管理している長野市水道料債権については、現在地方自治法第96条1項10号で定める法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めがないので、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、かつ、債務者の時効の援用が得られない場合は、法的に債権を消滅させるために、「長野市上下水道局財務規程」の改正又は新しく債権管理条例で定め法的に債権を消滅させることを検討すべきである。また、条例改正までは、簿外管理している債権の総額を上水道事業統計年報等において公表すべきである。</p> <p>例えば豊田市においては、時効期間が経過したものについては、債権が消滅してはなくても、会計上、不納欠損処理することにしたため、平成18年3月30日、同日施行で、豊田市水道事業会計規程を下記のとおり改正した(実質的改正は下線部分追加)。法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、時効等により債権が消滅し、又は収入の未納金で債権の時効期間が経過したものがある場合においては、振替伝票を発行し、当該債権に係る調定年月日、金額、収入科目、調停後の経緯等を記載した文書を添付し決定を受けなければならない。</p> <p>また、伊勢崎市では、地方公営企業関係の債権管理に関する、対象事業の債権(消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。)について消滅時効が完成したときは、債務者が時効の援用を行わない特別な理由があるときを除き、当該債権を放棄することができることとされている。また債権放棄できる事例を「所在不明等」、「破産、倒産等」、「死亡」、「その他」に分類し類型化している。</p>	<p>水道料金は、地方自治体の金銭債権であるため、従来、地方自治法の規定に基づき賦課徴収してきたが、平成15年に最高裁は、「水道料金は、地方自治体の有する金銭債権ではあるが、一般私企業の有する金銭債権と異なるものではないため、民法の規定が適用される。」との考え方を示した。</p> <p>地方自治体の債権は、時効期間の満了と同時に消滅することが地方自治法に規定されているが、民法上の債権は、時効期間が満了しても、債務者が時効の利益を主張(時効の援用)しなければ消滅しない。</p> <p>したがって、居所不明、死亡等により回収不能で、かつ時効の援用が得られない水道料金は、いつまでも未収金として計上され続けることになる。</p> <p>そのため、長野市では最高裁の決定以降、回収不能になった水道料金を不納欠損処理し会計帳簿から削除するとともに、その債権を帳簿外で管理する方法に改めた。</p> <p>しかしながら、監査人の意見にあるとおり、簿外管理債権は、年々累積していくため事務の負担は増大する一方である。</p> <p>この問題を根本的に解決するためには、市が回収不能になった債権を放棄する必要があるが、地方自治法の規定では、議会の議決又は条例の制定が必要である。</p> <p>この課題に取り組むため、現在、庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めているところである。</p> <p>また、簿外管理債権の概要については、今後、公表することを予定している。</p>	<p>適正な債権管理に向けて、遅延損害金に關し必要な事項を定めるほか、適正な手段を尽くしても徴収見込みがなく時効を迎えた水道料金債権について、条件を厳格に限定した上で、要件を満たす債権を放棄できる規定を定めるため、長野市水道事業給水条例の改正を行った(令和2年3月30日施行)。</p>	<p>営業課</p>
<p>20. 水道料金 エ 延滞金について【意見】 (報告書327ページ)</p>	<p>水道料債権は最高裁判所の決定により私債権であることが確定したが、それ以前は公債権として扱われていた。私債権であることから、延滞金の徴収はされていないが、負担能力のある滞納者にとって、同時に徴収する下水道料金との均衡、同じ私債権の扱いとの公平性、更に市の債権の収納率の向上を図るために、「浜松市税外収入金の延滞金に関する条例」にあるように水道料金についても、一定の減免できる理由を除き延滞金を徴収することができる規定を検討すべきである。</p>	<p>水道料金は、私法上の債権であり、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」は適用されないため、延滞金そのものを課することはできないが、期限までに納入した者との公平性を図るため、条例を制定することにより、延滞金と類似した徴収金を設けることは可能である。</p> <p>ただし、この徴収金を課すことについては、「21.下水道使用料」のAで報告するように課題もあり、今後慎重に検討する。</p>	<p>適正な債権管理に向けて、遅延損害金に關して必要な事項を定めるため、長野市水道事業給水条例の改正を行った(令和2年3月30日施行)。</p>	<p>営業課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度

包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>22. 長野市収納向上対策協議会 (監査の結果等) ア 債権を一元管理・徴収するセクションの設置などについて【意見】 (報告書336ページ)</p>	<p>当協議会の構成メンバーのうち、半数以上が平成25年度の異動により新メンバーとして加わった者であり、それらの者は最初から協議会の流れや債権の内容について勉強する必要があり、構成メンバーが変更となることで協議会の進捗速度を低下させている可能性も否めない。 未収金の回収、つまり収納率の向上は、市財政に大きな影響を及ぼすところであり、当然未収金を抱える各課においては、その対応に苦慮しているところである。今回の各課の監査結果において判明したことの1つに、滞納者を取り巻く経済環境等が大きく影響しており、その経済環境の如何によって収納率も左右されることが理解できた。平成26年4月には、消費税率が5%から8%に引き上げられることが決定しており、それ以降についても消費税率の改定について検討されることになっている。この様に消費税率の改定は、個人・法人の消費活動に大きな影響を及ぼすことに直結し、新たな滞納者の発生も予測されるところである。 このようなことから、例えば、他都市に見られるような債権を一元管理・徴収するセクションの設置なども検討すべきである。</p>	<p>本市では、民事手続が適用される私法適用債権の徴収事務について、自力執行権を持つ税等の強制徴収公債権と同一に扱うことは、徴収手法の相違や秘密漏洩防止の観点から、直ちには困難であると考えている。 今後、社会、経済環境の変化や他都市の状況等を踏まえながら、可能な範囲での連携を検討していきたい。</p>	<p>収納向上対策協議会では、構成各課の間で連携し、徴収率の向上に努めてきた。 特に強制徴収公債権を扱う各課では、滞納者情報の交換を行うなど、一層の情報共有化を行うことで未収金対策に努め、収納向上対策協議会の構成各課の収入未済額は、指摘のあった平成25年度以降、2度の消費税率引上げがあったものの、平成25年度と比較して平成30年度は約4割縮減できた。 以上のとおり、各課で債権の管理・徴収体制が整備され、経済環境が変化する中でも、徴収実績を上げることができていることから、債権を一元管理・徴収するセクションを設置しなくても、徴収率向上は達成できると考える。 【参考 収入未済額について】 H25: 4,163,539千円 H30: 2,541,841千円</p>	<p>収納課</p>
<p>22. 長野市収納向上対策協議会 (監査の結果等) イ 私法適用債権の管理適正化について【意見】 (報告書336ページ)</p>	<p>私法適用債権の管理適正化については、市としての必要性を十分に認識した上で、市税等の公債権のように取るか・落とすかといった見極めが肝要であり、早急に十分な検討を行い、条例制定等について進展させるべきである。</p>	<p>本市では、平成23年度から長野市収納向上対策協議会にワーキング・グループを設け、私債権の管理に関する条例について研究を進めている。 現在、市が扱う全ての債権について、区分や取扱方法の整理を行っており、今後、この結果を踏まえた上で、債権の保全や管理体制のあり方について、検討していきたい。</p>	<p>私債権で時効を迎えている等、徴収困難な案件について、全庁的に調査を行った結果、債権額の大きい水道料金については条例を改正し、管理する体制を整えた。その他債権については、件数金額共に少ないことから、条例制定は行わず、議会に諮り債権放棄を行うこととした。</p>	<p>収納課</p>